

別表十六（十）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が令第139条の4第5項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）に規定する資産に係る控除対象外消費税額等について同条（平成30年改正令附則第14条第3項又は第4項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入される金額の計算を行う場合に記載します。

なお、この記載要領において、「適格組織再編成」とは、別表十六(六)の記載要領3に定める「適格組織再編成」をいいます。

2 「当期の損金算入限度額2」の欄の記載に当たっ

ては、次によります。

- (1) 令第139条の4第7項の規定の適用を受ける場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から適格分割等の日の前日までの期間の月数」として記載します。
- (2) 適格組織再編成により引継ぎを受けた令第139条の4第3項に規定する繰延消費税額等について当該適格組織再編成の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額を計算する場合にあつては、「当期の月数」とあるのは、「適格組織再編成の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。